平成25年度第1回 北陸地方整備局 事業評価監視委員会

防災面の効果が特に大きい事業の再評価について(案)

- 1. 平成25年度の再評価について
- 2. 防災技術の専門家による委員会

平成25年9月3日 国土交通省 北陸地方整備局

1. 平成25年度の再評価について

道路事業の評価の考え方について

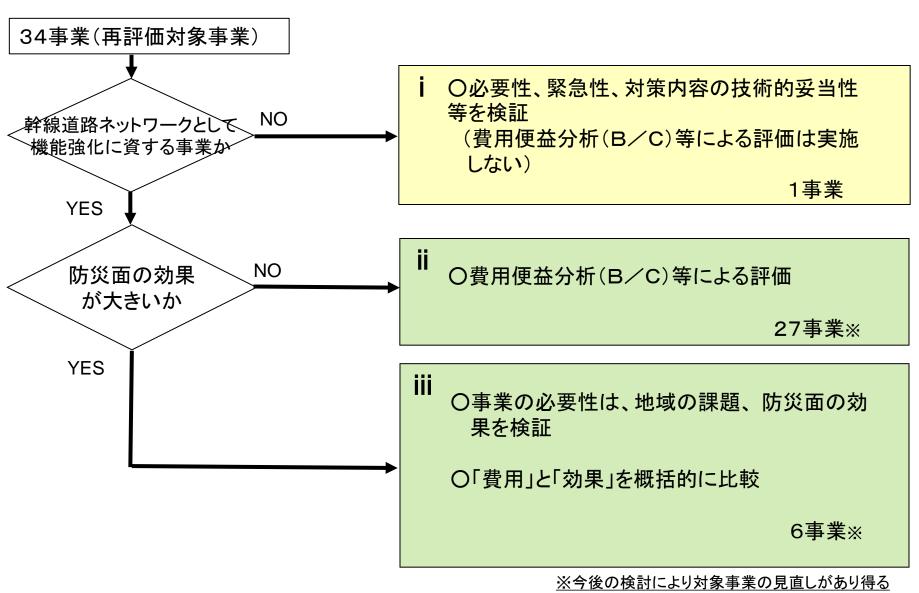
第9回事業評価部会資料 平成25年4月24日開催

道路事業の目的、効果に見合った手法により事業評価を実施するため、道路事業の評価は、以下の考え方で実施しているところ

費用便益分析(B/C)等による評価を実施 する事業	 高規格幹線道路、地域高規格道路の整備 その他の改築事業のうち、道路の拡幅やバイパス整備など、災害時の代替性や円滑な自動車交通の確保の観点から、幹線道路ネットワークとして機能強化に資するもの
費用便益分析(B/C)等による評価を実施 しない事業	・道路の安全な通行の確保を目的として行う 事業であり、幹線道路ネットワークとして機 能強化を伴わないもの (例)局所的な防災対策事業 橋梁架替事業

^{*}費用便益分析等による評価を実施しない局所的な防災対策事業等については、必要性、緊急性、 対策内容の技術的妥当性等について、有識者からなる委員会における審議を別途行い、事業実 施の要否を判断しているところ

道路事業の再評価の分類について



費用便益分析(B/C)等による評価を実施 する事業

費用便益分析(B/C)等による評価を実施 しない事業

i 幹線道路ネットワークの機能強化を伴わない事業:1事業

国道148号 小谷道路

国道148号小谷道路は、道路の安全な通行の確保を目的とする事業であり、幹線道路ネットワークとしての機能強化を伴わないものであることから、防災面の必要性、緊急性、対策内容の技術的妥当性等について評価することとし、費用便益分析等による評価は実施しないこととしたい。これにあたり「防災技術の専門家による委員会」を設置し、防災面の必要性等を確認し、その結果を事業評価監視委員会に報告することとしたい。

iii 幹線道路ネットワークの機能強化+防災面の効果が大きい事業:6事業

事業名	事業完了時に解除される通行規制区間等
国道113号鷹ノ巣道路	異常気象時の通行規制区間解消(冠水)
国道253号八箇峠道路	異常気象時の通行規制区間解消(土砂崩落、落石、雪崩)
国道41号猪谷楡原道路	異常気象時の通行規制区間解消(落石、雪崩)
国道17号浦佐バイパス	異常気象時の通行規制区間解消(冠水)
国道289号八十里越	通行不能区間解消
国道359号砺波東バイパス	_

※今後の検討により対象事業の見直しがあり得る

国道359号 砺波東バイパス

国道359号砺波東バイパスは、事業完了時に解消される通行規制区間等はないが、老朽橋梁の架替及び著しい線形不良等を解消する事業であることから、「防災技術の専門家による委員会」で防災面の必要性等を確認し、その結果を事業評価監視委員会に報告することとしたい。

2. 防災技術の専門家による委員会

<目的>

防災面の効果が特に大きい事業の中で、以下の事業について、防災面の事業の必要性、緊急性、対策内容の技術的妥当性を検証する。

① 幹線道路ネットワークとしての機能強化を伴わず、道路の安全な通行の確保を目的とする事業(費用便益分析(B/C)等による評価を実施しない事業)

······ 国道148号小谷道路

② 幹線道路ネットワークとしての機能強化に資するもののうち、事業完了時に解消する通行規制区間等はないが、防災効果が期待される事業

· · · · · · · · · · · · · <u>国道359号砺波東バイパス</u>

<検討内容>

- 1. 防災面の事業の必要性・緊急性に係る検討
- 2. 防災上の課題に対する対策の技術的妥当性
- 3. その他